

令和2年度 松戸市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（4月専決）

（単位：千円）

歳入科目	R2年度予算現額	補正額	4月補正後の額	備考
1. 国民健康保険料	9,298,440	0	9,298,440	
（一般・医療給付費現年分）	6,504,149	0	6,504,149	
（一般・後期支援金現年分）	1,734,704	0	1,734,704	
（一般・介護納付金現年分）	659,587	0	659,587	
（一般・医療給付費滞納繰越分）	290,172	0	290,172	
（一般・後期支援金滞納繰越分）	72,756	0	72,756	
（一般・介護納付金滞納繰越分）	35,222	0	35,222	
（退職・医療給付費現年分）	0	0	0	
（退職・後期支援金現年分）	0	0	0	
（退職・介護納付金現年分）	0	0	0	
（退職・医療給付費滞納繰越分）	1,204	0	1,204	
（退職・後期支援金滞納繰越分）	343	0	343	
（退職・介護納付金滞納繰越分）	303	0	303	
2. 一部負担金	4	0	4	
3. 使用料・手数料	1	0	1	
4. 国庫支出金	5,886	0	5,886	
（災害臨時特例補助金）	1	0	1	
（社会保障・税番号制度システム整備費補助金）	5,885	0	5,885	
（国民健康保険制度関係業務事業費補助金）	0	0	0	
5. 県支出金	29,297,018	9,300	29,306,318	
（保険給付費等交付金・普通交付）	28,680,621	0	28,680,621	
（保険給付費等交付金・特別交付）	616,397	9,300	625,697	
うち保険者努力支援分	207,819	0	207,819	
うち特別調整交付金分	70,862	9,300	80,162	傷病手当金
うち都道府県繰入金	213,150	0	213,150	
うち特定健診等負担金	124,566	0	124,566	
6. 財産収入	2	0	2	
7. 繰入金	4,354,530	0	4,354,530	
（保険基盤安定繰入金・保険料軽減分）	1,120,666	0	1,120,666	
（保険基盤安定繰入金・保険者支援分）	798,390	0	798,390	
（職員給与費等繰入金）	709,954	0	709,954	
（出産育児一時金繰入金）	135,520	0	135,520	
（財政安定化支援事業繰入金）	0	0	0	
（財政調整基金繰入金）	1,590,000	0	1,590,000	
	0	0	0	
8. 繰越金	100,000	0	100,000	
（その他繰越金）	100,000	0	100,000	
9. 諸収入	23,728	0	23,728	
（その他諸収入）	23,006	0	23,006	
（指定公費負担医療分）	721	0	721	
（滞納処分費）	1	0	1	
歳入合計	43,079,609	9,300	43,088,909	

歳入計-歳出計=

0

歳出科目	R2年度予算現額	補正額	4月補正後の額	備考
1. 総務費	723,710	0	723,710	
（一般管理費）	606,530	0	606,530	
（連合会負担金）	5,758	0	5,758	
（賦課徴収費）	109,874	0	109,874	
（滞納処分費）	1,030	0	1,030	
（運営協議会費）	518	0	518	
2. 保険給付費	28,919,732	9,300	28,929,032	
（一般・療養給付費）	24,522,163	0	24,522,163	
（退職・療養給付費）	6,980	0	6,980	
（一般・療養費）	324,038	0	324,038	
（一般・療養費・指定公費分）	721	0	721	
（退職・療養費）	208	0	208	
（審査支払手数料）	63,036	0	63,036	
（一般・高額療養費）	3,757,646	0	3,757,646	
（退職・高額療養費）	1,750	0	1,750	
（一般・高額介護合算療養費）	4,500	0	4,500	
（退職・高額介護合算療養費）	100	0	100	
（一般・移送費）	180	0	180	
（退職・移送費）	20	0	20	
（出産育児一時金）	203,280	0	203,280	
（出産育児一時金支払手数料）	110	0	110	
（葬祭費）	35,000	0	35,000	
（傷病手当金）	0	9,300	9,300	傷病手当金
3. 国民健康保険事業費納付金	12,902,879	0	12,902,879	
（一般・医療給付費分）	8,565,300	0	8,565,300	
（退職・医療給付費分）	5,561	0	5,561	
（一般・後期高齢者支援金等分）	3,203,592	0	3,203,592	
（退職・後期高齢者支援金等分）	7	0	7	
（介護納付金分）	1,128,419	0	1,128,419	
4. 共同事業拠出金	24	0	24	
（共同事業拠出金）	24	0	24	
5. 保健事業費	437,361	0	437,361	
（特定健康診査等業務）	340,586	0	340,586	
（人間ドック助成業務）	47,520	0	47,520	
（特定健康診査啓発業務）	35,015	0	35,015	
（保健衛生普及事業）	14,240	0	14,240	
6. 基金積立金	1	0	1	
7. 諸支出金	65,902	0	65,902	
8. 予備費	30,000	0	30,000	
歳出合計	43,079,609	9,300	43,088,909	

歳入歳出補正予算総額:9,300千円

補正理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図る観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者である被保険者等が休みやすい環境を整えるため、傷病手当金を支給する規定の整備に伴い、予算計上したものの。

専決理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図る観点から、傷病手当金を早急に支給する必要があるため、特に緊急を要するとして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をもって「松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を制定及び公布したことに伴い、補正予算に関しても専決処分としたものの。

補正予算積算内訳

歳出補正予算

保険給付費 傷病手当金:9,300千円

歳入補正予算(財源)

県支出金 特別調整交付金:9,300千円
(傷病手当金の支給額と同額が、県から交付される特別調整交付金で補填される)

歳入歳出補正予算総額:9,300千円

傷病手当金の概要

対象者	新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあるため労務に服することができなくなった雇用されている方(被用者)で、松戸市国民健康保険の被保険者
支給期間	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間(4日目から支給対象)
支給額(上限あり)	1日当たりの給与額 × 3分の2 × 日数 (1日当たりの給与額=3か月間の給与合計金額を就労日数で除した金額)
適用期間	令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合等は最長で1年6か月)
申請方法	世帯主、被用者(被保険者)、事業主、医療機関がそれぞれ記入する申請書を、松戸市国民健康保険課に提出

補正予算額の算出方法

$$10,000円 \times 3分の2 \times 11日 \times 2,000人 \times 20\% \times 32\% \div 9,300,000円$$

1日当たりの給与額
(国の想定モデルより)

2週間-3日

患者数

国保加入率

被用者率